

現行 (前略)	改正 (前略)
(普通回数乗車券の発売) 第 39 条 旅客が、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、下関発又は着となるものを除く九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間については、第 40 条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。 2 前項の規定によつて普通回数乗車券を発売する場合、1 券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。 3 第 1 項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、片道 200 キロメートルを超え 300 キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。 (中略)	(普通回数乗車券の発売) 第 39 条 旅客が、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、<u>西日本旅客鉄道会社線の別に定める区間内の駅相互発着となる区間及び</u>九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間については、第 40 条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。 2 前項の規定によつて普通回数乗車券を発売する場合、1 券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。 3 第 1 項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、片道 200 キロメートルを超え 300 キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。 (中略)
(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定) 第 79 条 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、<u>次項</u>に定めるところにより特定の額を適用する。 2 前項の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用する区間及び特定額は、別表第 2 号イの 6 のとおりとする。 (中略)	(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定) 第 79 条 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、<u>別表第 2 号イの 6 に掲げる</u>東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、<u>同表</u>に定めるところにより特定の額を適用する。 (中略)
(大人急行料金) 第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 新幹線 (イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）	(大人急行料金) 第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 新幹線 (イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）

現行	改正
a b、c、d、e、f、g、h及びi以外の指定席特急料金 (中略) i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金 (a) (b)以外の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 (b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa又はcのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 ① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)のa、c又はgの規定により計算した額と新青森駅・奥津軽いまべつ駅間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。 ② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(i)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。 ③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金	a b、c、d、e、f、g、h及びi以外の指定席特急料金 (中略) i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金 (a) (b)以外の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 (b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 ① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)のa、c又はgの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。 ② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(i)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。 ③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金

現行	改正																
七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。 (ロ) 立席特急料金 (中略) ロ 新幹線以外の線区 (イ) (㍀)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金 (中略) j 第57条の3第4項の規定により、奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間に発売する特別急行券 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から140円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から380円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に140円を加算した額とする。 <table><tr><th>営業キロ 地 帯</th><th>50キロ メートル まで</th><th>100キロ メートル まで</th><th>150キロ メートル まで</th></tr><tr><th>料 金</th><td>円 910</td><td>円 1,230</td><td>円 1,680</td></tr></table> (b) 立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金 (a)の表に定める料金から380円を低減した額とする。 (中略)	営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	料 金	円 910	円 1,230	円 1,680	七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。 (ロ) 立席特急料金 (中略) ロ 新幹線以外の線区 (イ) (㍀)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金 (中略) j 第57条の3第4項の規定により、奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間<u>の停車駅相互間</u>に発売する特別急行券 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から140円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から380円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に140円を加算した額とする。 <table><tr><th>営業キロ 地 帯</th><th>50キロ メートル まで</th><th>100キロ メートル まで</th><th>150キロ メートル まで</th></tr><tr><th>料 金</th><td>円 910</td><td>円 1,230</td><td>円 1,680</td></tr></table> (b) 立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金 (a)の表に定める料金から380円を低減した額とする。 (中略)	営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	料 金	円 910	円 1,230	円 1,680
営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで														
料 金	円 910	円 1,230	円 1,680														
営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで														
料 金	円 910	円 1,230	円 1,680														

現行

(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

(中略)

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

c 特別急行列車あかぎ号に乗車する場合に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

次表に定める額とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

改正

(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

(中略)

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

c 特別急行列車あかぎ号に乗車する場合に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

次表に定める額とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

現行

(特殊発売する急行券に対する急行料金)

第 126 条の 4 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5 割とする。

2 第 57 条の 5 第 2 項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、第 125 条第 1 項第 1 号ロ の(イ)の b 及び c、同号ロの(ロ)の b 及び c、同号ロの(ハ)の b 並びに同号ロの(ニ)の b 及び c に規定する大人特別急行料金について 5 割を低減したものとする。

3 第 57 条の 5 第 3 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がのぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

4 第 57 条の 5 第 4 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

5 第 57 条の 5 第 5 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客が当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

(中略)

別表第 2 号イの 6

【第 79 条】

東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定額

(円)

区間	運賃
東京・西船橋	310
上野・成田	940
(中略)	

(中略)

改正

(特殊発売する急行券に対する急行料金)

第 126 条の 4 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5 割とする。

2 第 57 条の 5 第 2 項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、第 125 条第 1 項第 1 号ロ に定める立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金について 5 割を低減したものとする。

3 第 57 条の 5 第 3 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がのぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

4 第 57 条の 5 第 4 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

5 第 57 条の 5 第 5 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客が当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

(中略)

別表第 2 号イの 6

【第 79 条】

東京附近等の特定区間における 最短経路の 大人片道普通旅客運賃の特定額

(円)

区間	運賃
東京・西船橋	310
上野・成田	940
(中略)	

(中略)

現行					改正				
別表第2号レ					別表第2号レ				
東京附近等の特定区間における大人通勤定期旅客運賃の特定額 (円)					東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (円)				
区間	1 箇月	3 箇月	6 箇月		区間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	
東京・西船橋	9,220	26,290	44,260		東京・西船橋	9,220	26,290	44,260	
上野・成田	27,530	78,480	134,640		上野・成田	27,530	78,480	134,640	
(中略)					(中略)				
別表第2号レの2					別表第2号レの2				
東京附近等の特定区間における大人通学定期旅客運賃の特定額 (円)					東京附近等の特定区間における最短経路の大人通学定期旅客運賃の特定額 (円)				
区間	1 箇月	3 箇月	6 箇月		区間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	
東京・西船橋	7,040	20,100	38,060		東京・西船橋	7,040	20,100	38,060	
上野・成田	13,180	37,550	71,160		上野・成田	13,180	37,550	71,160	
(中略)					(中略)				
(以下略)					(以下略)				

附則

九州旅客鉄道株式会社旅客営業規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 2 号）の一部を改正し、2021 年 10 月 1 日から施行します。ただし、第 79 条、第 125 条、別表第 2 号イの 6、別表第 2 号レ及び別表第 2 号レの 2 の改正規定については 2021 年 5 月 27 日から適用します。